

建設環境委員会

令和4年3月3日（木）

午前10時00分～午後2時37分

議会第4会議室

【出席委員】永渕史孝委員長、久米勝也副委員長、山田誠一郎委員、平原嘉徳委員、山口弘展委員、川原田裕明委員、野中宣明委員、嘉村弘和委員、西岡義広委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・上下水道局 田中上下水道局長
- ・建設部 姉川建設部長  
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○永渕委員長

おそろいですので、ただいまから建設環境委員会を開催します。

それでは、審査日程に従い付託議案の審査に入りますが、議案に入る前に注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

まず、執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。特に当初予算は非常にボリュームがありますので、経常的な経費は主なもの、前年度と比較して大きく変わったものを中心にお願いします。また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方が速やかに答弁するようお願いします。

付託議案に関連して現地視察を御希望される場合、審査終了までにお申出ください。

なお、現地視察につきましては、議案に関連し、賛否の判断に関わるような場合などに実施することに留意していただきますようお願いいたします。

それでは、上下水道局に関する議案の審査に入ります。

まずは第6号議案を審査しますので、執行部に議案の説明を求めます。

◎第6号議案 平成4年度佐賀市水道事業会計予算 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山口委員

先ほど御説明いただいた資料の18ページの自家発電の分なんですけど、最初、財務課のほ

うから御説明いただいた、令和4年度の見込量として、1日の平均給水量を6万1,800立方メートルという御説明があったと思います。自家発電設備を整えることによって、米マークのところには1日4万立方メートルが供給可能となるというふうに書いてあるんですが、そのことの関係性といいたいまいしょうか、6万立方メートルに対して4万立方メートルが供給可能となることなのか、全く別の話なのか、そこを教えてもらっていいですか。

○松永浄水課長

自家発電だけで大丈夫なのかということですが、現在、神野浄水場と神野第2浄水場のエリアには、日量約5万4,000トン进行給水してあります。このうち、佐賀東部水道企業団からの受水が日量約2万500トンとなっています。残りの3万3,000トンが神野浄水場と神野第2浄水場からの給水となります。

災害時に通常どおり東部水道企業団より受水ができれば、神野浄水場から自家発電設備により、予定している4万トンの給水が可能となるので、問題はないという形で思っています。

○山口委員

よく分かりました。

もう一つ、21ページの給水スポットなんですが、写真で持っている上の左側と右側、それと福岡市科学館に設置されている3つで、それぞれタイプが違つて写真が載っているんですが、実際つけられるのはどのタイプになるんですか。

○一ノ宮総務課長

今考えておりますのは上の右側の形になりまして、このうち、今、図書館に、この右側に水を直接飲む蛇口がつけられたのがありますけれども、これと、左側のこのボトルを置いているですね、ここが同じような機器が2つついているんですけど、その左側を取り外して、給水スポットのボトルに給水できるやつをはめ込むというような形で考えております。ですので、出来上がりは上段の右側の形になります。

○山口委員

分かりました。これは設置費用として、本年度予算で220万円取つてあるんですが、やはり水は非常に大切なものですから、今後、メンテナンスとかで年間のランニングコストみたいなものはどのようになるのか。

○一ノ宮総務課長

この機械そのものが水道管の直結型になりますので、大きなメンテナンスは要らないんですけど、清掃等ですね、そういったことは今後、保守の形ですていくような形になりますが、それは図書館のほうですていただくということで、今のところ考えております。

○川原田委員

今、説明の中で、設置場所が市立図書館ということで、特段それをどうこう言うつもりはないんですけど、本来、こういう冷水を使用するというのは、やっぱりスポーツ施

設、ここが一番使うところじゃないのかなど。今、マイバッグ、マイボトルが普及しております、図書館にお見えになる方もほとんどマイボトルを持ってこられるから、せっかく今設置してあっても、使用されているのかなという気がします。ただ、市立体育館とかそういうスポーツ施設は、特に夏場はがばがばと水分を取らないといかんというふうなことで、そういうことを考えられなかったのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○一ノ宮総務課長

一応、市の施設という形でいろいろ考えまして、またさらにはサンライズパーク、こういったところも考えました。しかしながら、県のほうで設計段階で設置されるということが分かりましたので、まずは市の施設でいろんな年齢層の方が来られるところ、それから、図書館については、フリーマーケットとかいろんなイベントがどんだんどの森とかでもあるというのもありましたので、さらに高校生とか、勉強されたりとかですね、そういったことで来られるということもありまして、まずは図書館からつけたいというふうに考えたところです。

○川原田委員

それはそれで結構ですけれども、やはり使用する頻度というのはそういうところではないのかなというふうに思っています。ですから、大した金額じゃない——失礼ですけれども、やはりPRの意味も含めまして、体育施設等にもぜひ設置していただければと。

そしてまた、特に市立体育館というのは非常に若い方が多い。それから、勤務者体育館については高齢者の方が多い。こういうところもしっかり分析していただいて、やはりそういうところでしっかり水道局の宣伝をしていただければなというふうに思います。

ですから、その辺を考え合わせながらですね、当然、アリーナのほうは県でやるでしょうから、今の市立のスポーツ施設を充実させていくということで、ぜひ今後検討をお願いしたいなというふうに思います。

○山田委員

今の川原田委員の意見に私も非常に賛成です。今の御答弁で、まずは図書館からという御答弁だったんですけども、給水機ですかね、これは今後どんどん広げていきたいということで、そういうふうな考えでよろしいですか。

○一ノ宮総務課長

すみません。使用頻度について、カウンターとかをつけるようなものがありまして、そういったものをつけて、これから検証をまずしたいというふうに考えています。それで、PR効果とか使用頻度とかが、かなり見込みがあるということになれば、その後、検討していくというような形で考えておるところです。

○山田委員

本当にぜひ、いろんなところに設置していくように努力していただきたいと思います。

以上です。

○平原委員

関連ですけど、この装置自体は、温度調整というのはできるんですか。冷水で出てくるというイメージでいいんですかね。

○一ノ宮総務課長

はい。冷水で出てまいります。

○永渕委員長

ほかにありますか。

○西岡義広委員

ここは機械メーカーというのは何社かあるんですか。冷水器を扱うという部分は。

○一ノ宮総務課長

機械のメーカーそのものは幾つかあるというふうには聞いております。今調査しているのは、図書館につけているメーカーと話を聞いているところでありまして、メーカーとしては幾つかあるというふうには聞いております。

○西岡義広委員

差し支えなかったら、何というところでしょうか。教えていただけますか。

○総務課職員

図書館につきます機械につきましては、OSGコーポレーションの機械になります。

○永渕委員長

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないですかね。それでは、ほかに御質疑もないようですので、次に第7号議案を審査しますので、執行部に議案の説明を求めます。

◎第7号議案 令和4年度佐賀市工業用水道事業会計予算 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑ないようですので、第8号議案を審査していきます。執行部に議案の説明を求めます。

◎第8号議案 令和4年度佐賀市下水道事業会計予算 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

○山口委員

資料の32ページ、市営浄化槽事業のことについてお尋ねしたいんですが、期間が始まってから、着実にスケジュールどおりいっているのかなという気はしているんですが、帰属の分、新設じゃなくて帰属の部分が、一応事業期間は令和7年度までということなんですが、もう既に令和2年度で93%に達しているということの報告が今あっておりますけれども、例えば、100%になったらそこで打切りになってしまうのか、それとも、目標基数の1,600を超えても、要望があればそれを受け付けるということなのか。いかがでしょうか。

○佐尾下水道工務課長

市営浄化槽事業につきましては、令和7年度までを目標といたしまして事業推進を行っているところでございます。今、山口委員おっしゃったように、順調にいっているとは思っておりますけれども、まだまだ汚水処理ができていない分というのはたくさん残っているというふうに思っておりますので、事業につきましては、今後も継続していきたいというふうに考えておるところでございます。

○山口委員

ですから、1,600基の100%達した後でも受付をするのか否か、そこだけ。

○佐尾下水道工務課長

継続したいと考えております。

○山口委員

もう一点、38ページ、先ほど雨水対策のことでお話があって、一番最後の浸水情報提供システム、機能増設ということで808万円の予算が組まれておりまして、説明の中では、今見にくい部分とかがあるものをさらに見やすくするためにというような説明だったんですが、何がどう変わるのかを御説明ください。

○江口河川砂防課長

今計画している分が、浸水標尺1機あたりに600メートルから1キロメートルの範囲を見えるように、今、計画しております。その範囲をもっと広げるように今回考えているのが1つ。

あとは、雨雲レーダーが国交省から出されているんですけども、それも、その背景画面に雨雲がどう動いているのかを分かる機能を付加してから、今後、雨が降りそうなのかどうかということを市民の方でも判断してもらうような機能を追加したいと考えております。

○山口委員

その機能は、一般の市民の方はどういう方法で見ることができるのかまで教えてください。

○江口河川砂防課長

佐賀市のホームページに載せて、ホームページからアクセスできるように考えております。

○永渕委員長

ほかに御質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、ここで3月末で退職となります若林副局長、そして、松尾副理事から御挨拶いただきたいと考えております。では、若林副局長、お願いします。

◎若林副局長挨拶

◎松尾副理事挨拶

○永渕委員長

お疲れさまでございました。執行部の皆様は退室していただいて結構でございます。委員の皆さんはこのままお待ちください。

◎執行部退室

○永渕委員長

それでは、少し長くなっております。休憩を取りたいと思っております。委員の皆さんは11時20分に再開したいと思います。

◎午前11時13分～午前11時22分 休憩

○永渕委員長

おそろいですので、それでは、建設環境委員会を再開いたします。

それでは、建設部に関する議案の審査に入ります。

執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。特に当初予算は非常にボリュームがありますので、経常的な経費や主なもの、前年度と比較して大きく変わったものを中心にお願いします。また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答ができる方が速やかに答弁するようお願いします。

まず、第23号議案を審査しますので、執行部に議案の説明を求めます。

◎第23号議案 佐賀市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○嘉村委員

議案質疑がありまして、内容等についてはいろいろ聞かせていただいたから大体分かるわけですが、そこで、幾つか確認していきたい点があるんですね。それは、先ほど対象区域の説明が不十分であったという認識があるということで、各自治会へ出向いて説明するというものであります。これはぜひやっていただきたいなと思います。やはり危険区域であっても、今までは資産価値としてあったものが、極端にゼロに近くなるわけで

すね。そういうことでありますから、これは丁寧な説明をしておいていただきたいというふうに思います。

それと、その地域であっても、いわゆる安全対策、擁壁を造るとか、そういうものを講じれば建てられるところもあるわけでしょう。この運用規程についてもこの間話が出ていたように、これはいつの時点で出来上がっていくのか、どういう形でつくっていくのか、これを示していただきたいというふうに思います。

それから、この地図が出ていますけれども、確かに議案質疑で御指摘があったように、アバウト過ぎるね。国から来ている通達の内容でいけば、もうちょっと詳しく、確かに地名とか番地とか、そういうのも分かりやすく提示して、皆さんに簡易に閲覧できるようにやりなさいということが言ってきているわけよね。これは、そうではないわけですから、しっかりとしたものをつくっていただきたい。これについてのお答えをいただきたいということと、今、このエリアの中には水害時の避難計画があつて、避難場所がしっかりしていれば、それはこの対象区域にしないということも書かれているわけね、確かに。この部分については調査されたのかですね。そういうのがこの中にどの程度あるのか、確認したいと思いますけど。

○柿原建築指導課長

まず、地図に関しては、こちらに来られたとき分かりやすいように大きな地図を用意します。それと、説明会では、その地区だけを拡大したものをお渡しするようにしたいと思います。

それと、除外区域に関してということ、今のお話は除外区域で規定をつくっていれば、その除外区域の除外ができるというお話だと思います。

今現在除外区域になっておりますが、先ほど申しました防災対策、安全性を確保する対策を行えば、除外区域から除かれるというお話をされているかと思います。その件につきましては、今現在ではいろいろな物件が、安全対策に対してのいろいろなやり方があるかと思います。それぞれの土地についてのやり方があるかと思います。現在のところ、一律に乱暴な切り方で行うのではなく、安全対策1件1件に対して、その内容を審査しながら行っていきたいと思っております。

いずれにしても、許可案件であるため、開発審査会の議を経る必要があります。先ほど申しましたように、個別案件については、その目的、安全性等、開発審査会に諮りながら検討していきたいと思っております。最終的にはその案件が、その事例の積み重ね、また、県、他市の取扱い、国の技術的助言などが出ましたら、その内容を併せて検討し、基準を作成したいと考えております。

○姉川建設部長

今、嘉村委員が言われた防災計画の中に、避難所まで安全に行けたら、そこの区域は除外していいというような通達が、確かに令和3年4月1日付で、技術的な助言ということで

国のほうから発出されております。ただ、そこには具体的に何が安全なのかということは書いてありません。

私どももその点は非常に検討したわけですが、箇所箇所によってやっぱり道路の事情も違う、避難の経路も違うというようなものがございまして、やっぱり個別にそこが、そういったことできちんと行けるよねと、道路の状況とか、そういったものも加味しながら、個別に判断させていただきたいなと思っております。

あくまでもこの条例につきましては、危険なエリアから開発を抑制することで、市民の安全を確保しようという法の趣旨がございまして、その点については慎重に判断させていただきたいというふうなことで考えているところでございます。

#### ○嘉村委員

いや、確かに法の趣旨は分かるんですね。しかし、これは国に対して物言わないかんけど、線引きしてないところは全く関係ないですね。隣の神崎市とかね。傾斜で造っても許可が下りる可能性が高いでしょうね。

これは国に対しても少し、我々も国会議員のほうにも申さないかんけど、やっぱり県内一律に考えていかないと、武雄市なんか線引きないでしょう。あれだけ水害、災害が起こっているのにね。もちろん、50戸連檐、11号とか12号がないからでしょうけどね。非常に複雑な心境です。

#### ○平原委員

この件は議案質疑にも出ましたし、そこで議論はされていますけど、要は、対象住民の皆様方への説明責任がまだ不十分じゃないかというような指摘がございました。説明によりますと、川上校区の校区自治会長会での説明、それと、依頼があった久保田町の江戸地区の説明はされているやに聞いておりますけれども、今までの50戸連檐を見ますと、佐賀市内で最も50戸連檐制度が活用されているのが、やっぱり大和町の春日北校区なんですよ。私も地元なんですけれども、実は私のほうにも数件御相談があつてございますけれども、それだけまだ周知の徹底が図られていません。

ということで、来週にでも校区の自治会長会の会議がありますので、そこに出向いて、しっかりと説明責任を果たしてもらいたいと思います。非常に誤解を招いている部分もあると思いますので、松永委員が指摘されたように、やはりふるさとに帰ってきて分家住宅が建てられないんじゃないかとかという、そういう誤解とかもありますので、しっかりと説明責任を果たしていただきたいと思います。

#### ○柿原建築指導課長

先ほど御指摘を受けましたように、しっかりと説明したいと思います。

#### ○野中委員

説明ということで、これは対象の自治会に説明に行くという認識でいいんですかね。足を運ぶということでいいんですか。それとも、説明したいんですけどいかがですかと相



談して、いや、いいよと言われたところはしないと、そういうことなんですか。もう少しそこを詳しく教えてください。

○柿原建築指導課長

進め方については、校区の自治会長、また、単位自治会長に連絡を取った上で、進め方を相談したいと思っております。基本的には説明会をしたいんですけどというお話をしようかと思っております。

○野中委員

要は、これは対象の地区、いわゆる自治会数はどのぐらいあるんですか。そうないですよね。単位自治会数でいって、大体数を把握されていますか。

○柿原建築指導課長

今現状、校区でしか押さえておりませんが、金立、久保泉、諸富、春日、春日北、川上と考えております。

○野中委員

要は、単位自治会数をきちっと把握して、これは全部行くべきだと思いますよ。行く行かんとか、行った行かなかったとか、いろいろあつたりするとやっぱりいけないので、数をしっかりまず把握すること、これは絶対やってください。そして、行くべきだと思います。この辺、答弁お願いします。

○姉川建設部長

今、関係ある単位自治会も含めて、自治会のほうに相談しながら、ぜひ説明に上がらせてくださいというような御説明をさせていただきながら対応していきたいと思えます。以上です。

○永淵委員長

ほかに御質疑ございますか。

○西岡義広委員

確認ですが、タブレットで非常に分かりにくい部分があるんですが、大きな図面があるんですよとおっしゃったでしょう。確認。

○柿原建築指導課長

私どものほうに来られれば、大きな図面を用意するようにします。ただ、今のタブレットのデータでも、拡大すればかなり小さいところまで見えるかと思うんですけど。——すみません。こちらのほうに見えられたら御説明いたします。

○西岡義広委員

我々議会の議員にも、やっぱりお尋ねがあつたり、聞かれたりするわけですよ。委員長。よかったら、大きな図面を我々議員にも頂きたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○柿原建築指導課長

その地区ではなくて、全体の今の形での拡大図ということになりますが、その地区でと  
いうことで、大きな図面をお渡ししたいと思います。ある程度分かる図面をですね。もう  
一つ先の細かい話になってくると、私どものほうでも用意しておきますので、それを確認  
していただければと思います。

○西岡義広委員

さっきも言うたばってん、タブレットで非常に分かりにくい部分があっけんさい、大き  
な図面があるというふうに、作るというふうにおっしゃったけん、よかったら我々議会の  
議員にも配付ばしてくれんかにゃというふうなお願いばしたつもりばってん。

○柿原建築指導課長

分かりました。はい。

○永渕委員長

ほかに御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、次に、第28号及び第29号議案を審査します。執行部  
に議案の説明を求めます。

◎第28号議案 市道路線の廃止について 説明

◎第29号議案 市道路線の認定について 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方  
は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようですので、午前中はここで一旦休憩を取って、午後1時から再開した  
いと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、建設環境委員会、ここで一旦休憩いたします。

◎午前11時47分～午後0時59分 休憩

○永渕委員長

それでは、建設環境委員会を再開します。

当初予算議案である第1号議案を審査いたします。まず、歳出8款1項から第4項までの説  
明を求めます。

◎第1号議案 令和4年度佐賀市一般会計予算中、歳出 第8款第1項から第4項 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けしたいと思います。御質疑が  
ある方は挙手をお願いいたします。

○山口委員

6番の資料の11ページ、大和コロニー跡地の開発関連の分なんですけど、左下の事業費の内訳の中で、県支出金で補助率が2分の1となっているんですが、これは何に対しての2分の1か御説明ください。

○小池北部建設事務所長

道路整備事業に関しましては補助事業でやっております、5.5の国の補助金が入っております。水路整備に関しましては、産業団地の関連のインフラ整備ということで、県のほうから事業費の半分をいただいております。

○山口委員

確認します。県から2分の1の補助をもらうというのは、あくまで、ここで言うと水路整備のみという理解でよろしいですかね。

○小池北部建設事務所長

そのとおりでございます。

○山口委員

道路に関しましては国庫支出金の5.5がありますけれども、これは私、前も申し上げたかもしれませんが、産業団地、ここで県が事業をやらなければ、この市道を拡幅することも多分なかったと思うんですよね。だから、これもやっぱり県のほうから幾らか負担してもらわないといけないんじゃないかなという気がするんですが、この道路に関しての県の負担というのはゼロですか。

○嘉村道路整備課長

道路に関しては国庫補助の55%の分のみで、残りについては90%起債という形で、あと残りは、端数の分については一般単独という形で、県の補助等は入っておりません。

○山口委員

財源のことは分かりました。それと、この地図の中で水路の点線が、団地から北の上の点線は道路の西側を、それから、外環状線まで行く間は途中から道路の東側を走るような感じになっているんですが、これは新設される道路の水路のところにボックスか何か横断させるような形にされるんですかね。

○小池北部建設事務所長

今、委員言われたとおりに、産業団地から出る分については、道路の西側を南に流れます。流末が右岸幹線水路になりますので、どうしてもこの市道を横断する必要があります。地元と協議の結果、この部分で横断して、下流の水路に流すことになります。

○山口委員

恐らくその辺りは計算されてのことだと思うんですが、実は私ども、久保泉工業団地がありますよね。それまで雨が降ったりしたら、下は全てコンクリートですから、流れていく水の量というのがかなりの量になりますので、この水路を造ることによって、以前も一般質問等で、この下流域とかは結構浸水で悩まされている地域だというようなお話も聞い

ておりますので、その辺りは当然検討されてのことだと思いますけれども、今、計画されている新たな水路、それと、今、横断に入っている水路、その辺で水がきちっとさばけるのか、その辺りはやっぱり一抹の不安も感じるんですが、いかがでしょうか。

○小池北部建設事務所長

この産業団地内にも調整池は造られます。大雨が降ったときに、今まで地中に浸透していた分が一気に流れ出すこととなりますので、一気に流れ出す量の計算をされて、産業団地内に調整池が造られます。調整池がいっぱいになれば当然出てくるわけなんですけれども、その流れてくる量に関して流れるような水路設計をしております。

しかしながら、この産業団地で造られた調整池と造られた水路で、この地区の全ての排水対策が賄えるわけではございませんので、別の項目でも説明がありました大和中央公園内への調整池の整備、それから、真手川の最上流にも、県のほうで砂防堰堤等も整備されるようになっております。真手川のしゅんせつとか右岸幹線水路、その下流の東平川、そういうものを一緒に検討しているところです。

○山口委員

ありがとうございます。よく分かりました。最後に、ちなみになんですが、産業団地の中の網かけしている部分の中で、調整池はどこに造られるのか、つまり、今度新たに整備される水路と接続しているのか、全く別物なのか、いかがですか。

○小池北部建設事務所長

産業団地と中央公園の間に白い線があると思いますけれども、白い線、二重線が薄く。産業団地、黒く色づけされているところの一番南付近に調整池ができるようになっておりましたけれども、文化財調査がされまして、三種の神器と言われるものが出土されたと聞いております。今、調整池もその文化財を避けた形で、若干北側、産業団地の南東部ですけれども、そこに調整池ができて、その調整池と今回造る水路は接続することになります。

○永渕委員長

ほかに御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですかね。ほかに御質疑もないようですので、次に、歳出8款5項、6項、11款2項の説明を求めます。

◎第1号議案 令和4年度佐賀市一般会計予算中、歳出 第8款第5項、第6項、第11款第2項  
説明

○永渕委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○平原委員

嘉瀬地区の多目的広場の件ですけど、これも議案の質疑がありましたので、委員会のほ

うで再度質問しますが、委員研究会においては、令和2年度、そして、令和3年度に委員研究会を開かれたと思います。令和2年度のときの研究会の折に、面積等について広いんじゃないかというような御指摘があって、検討するよというよな話があっていたかと思ひます。それで、令和3年度、去年の研究会においても提案されて、今回上程されたわけですけれども、令和2年度から令和3年度において、研究会においての意見を踏まえた検討というのが、どういふ検討がなされたのかというのをまず1点お伺ひしたいと思ひます。

○鐘ヶ江緑化推進課長

令和3年度の検討でございますが、昨年8月に大雨が発生しまして、それで、例えば大町町で言ひますと、災害ごみの仮置場を8月中旬から受付開始して、その場所がボタ山わんぱく公園ということで、公園を活用して受入れをされていまして、分別とかですね。それが12月いっぱいまでそこを使われているという、そういった状況もございましたので、うちのほうもそういう災害のことを想定した場合に、通常のコミュニティプラスどうだろうということで、この面積でいかがでしょうかということで御提案させていただいております。

○平原委員

確かに災害ごみの、杵藤地区のほうでね、武雄市、大町町、北方町やったですかね、江北町だったですかね、そういう地域が持ち寄って集積されたということで承知しています。今回、広いというイメージがありつつも、やはり災害ごみの一時置場という位置づけについてですけれども、たしか去年の大雨の際に、佐賀市においては、嘉瀬の最終処分場を一時置場として活用したという経緯があると思うんですよ。そういったところも踏まえて協議がなされたのか。いわゆる利便性からいくと、直接そこに搬入したほうが利用価値があるんじゃないかというふうに思ひますし、グラウンドゴルフも使用されるということでもありますので、そこに一時置場として置いたときに、後の整地等を考えたら、なかなか簡単にいかないのではないかとこのように危惧するわけですよ。その辺を踏まえて、どのようにお考えでしょうか。

○姉川建設部長

まず、今の場所が最終処分場に近いということと、災害ごみはある程度分別する必要があったり、いろいろなものがあるというよな中で、やっぱり中間施設として、あそこは横に県道が通っておりますし、そういったところでの搬入が可能であるというよなところで検討を重ねたところでございます。

また、先ほど言ひましたけど、地元のいろいろな御意見をこの間、いろいろ聞いてきております。嘉瀬地区はもともと昭和28年の水害で、鍋島から嘉瀬にかけて大災害、水害を受けられて、毎年、そういった防災訓練等も行われているよな防災意識が高い地区でもございます。また、最終処分場という重要な施設を抱えていただいている地区でもございま

す。

そういった中で、やっぱり最終処分場と、そういったところの位置づけの中で、こういった施設があった場合に、やっぱり円滑にいくということを私どもも考えて、今回こういった提案をさせていただいたというところでございます。

○西岡義広委員

旧市内の方々も、28水からじゃなかばってん、去年の8月、去年おとしの8月という形で、災害ごみはかなり出るんですね。特に北川副校区なんかは平成16年竜巻災害というのが、ほとんど覚えられていないのかなと思うんですが、公民館の東側で災害ごみ、私、係をしていました。実際、被害がなかった方までついでに持ってくるわけね。もうすごか山になったんですが、ここの多目的広場の嘉瀬の件では、旧市内の方々も一時、災害ごみの受付とかなんとかできるんでしょうか。

○姉川建設部長

地元のほうには、今から詳しい測量をしながら、詳しい使い方については地元と協議する予定にしているんですけど、もともと災害の規模に応じて、いつも使うという話じゃなくて、ある程度大規模災害に遭ったときに、やっぱりそういったものが必要になってくるだろうということで、その規模ごとで考えていきたいというようなことで考えているところでございます。

ただ、日常の使い方もありますので、大規模になったときには小学校のグラウンドとか、そういったものもですね、本当に大規模になったときには、やっぱり佐賀市内は広うございますので、そういった配置をしながら災害ごみの処分に当たるということになりますので、その一つの候補として——候補というか、一つの場所として、今回、併せて整備を行いたいということでございます。

ですから、いつもそこに持ってきてよかよという話ではなくて、全体の災害ごみの量を勘案しながら行っていくというような形になろうかということで思っているところです。

○西岡義広委員

俺が言うたとは、急に災害が、大雨とか大地震とかなんとか起きたけん、にっちもさっちもいかんやんね。そういうときには緊急的に使わしていただけるんですかということなんです。災害ごみの置場として。地域の方には不便はかけるんですが、そういうのも可能かどうかということば言いよつとです。

○姉川建設部長

できるだけ、そういった急なときには、こういった市有施設を使いながらやっていきたいと思っておりますので、ケース・バイ・ケース、臨機応変に、その辺は環境部と連携を取りながらやっていきたいというようなことで考えているところです。

本当に最終処分場に近いところにこういったものがあるということになると、やっぱり災害ごみの円滑な処理に向けては非常に有効な場所であると私たちは考えておりますので、

その中で対応していきたいと考えているところでございます。

○平原委員

今回、この件も地元からの要望が上がってきて検討されてなったじゃないですか。新栄のほうも、若楠のほうも同様だったと思うんですよね。

要は今後の計画ですね、計画というのはやっぱりきちっと立てた上で、要望が上がってきたら検討して、検討した結果をやるという、その繰り返しじゃなくて、佐賀市全体としてこういう計画をまず立てるべきではなかろうかというのは、やっぱり意見としてあるわけですよね。

だから、今すぐということではできないと思いますけれども、今後、部長答弁の中で、校区の中にそういう適地があるかどうかを精査してというような発言があったと思うので、その辺もしっかり踏まえて計画といいますか、それも考える必要があるんじゃないかなというふうに思います。

○姉川建設部長

ごもっともな御意見ということで、計画的にやっていく必要があるということでございますが、まず、旧佐賀市の校区内でございますけど、今こういった自由に使える広場、公園、3,000平米以上ないところが、嘉瀬と日新と勸興と、この3校区が今そういった施設がないというようなことでございます。勸興校区とかはもともと土地がない、まちの中でですね。

そういったことで、嘉瀬には確かに森林公園があるということではございますが、自由に使える、地元の方の御意見をお伺いしながら、やっぱりいろんな行事を嘉瀬校区はやられると、どこの校区も一緒だと思うんですけど、そんな中でやっぱり自由に使いたいという切実な気持ちを私たちもお伺いしながら、今回、この事業を始めさせていただきましたので、私どもも、ほかの校区も実情を十分今後見ながら、そういった計画というものも念頭に置きながら進めていきたいということで思っております。以上です。

○永渕委員長

ほかに御質疑ありますか。

○野中委員

3番の資料の405ページ、立地適正化計画策定経費ですけども、これは説明があつていたんですが、庁内内部の連携の仕方というかですね。それと、外部の協議会を設置することだったんですけど、もう少しそこら辺、内部と外部の、どういった方々とか、どういった連携といったものを、説明をお願いしていいですか。

○堤都市政策課長

現段階で具体的にどうこうというのは決めておりませんが、立地適正化計画が非常に広い範囲の分野にわたるということもありまして、大きく6項目ほど考えております。医療・福祉が1つ、経済産業が1つ、それと公共施設、それと公共交通、それと防災、それ

と開発関係ということで、6つの分科会ということで、それぞれ所管する部がありますので、そういったところを中心に、専門分科会ということで構成していきたいというふうに考えております。

それと、昨日の議案質疑の中でも若干お答えしたんですけれども、外部会議ということで、この法律に基づいて、策定のために都市再生協議会ということを設定していく。今後、立地適正化計画、20年を目標にはしていくんですけれども、その途中過程でいろんな形で御意見をお伺いする組織が必要になりますので、その中で都市再生協議会というものを設立して、計画策定を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○野中委員

内部も外部もそうなんですけど、ある程度リードできる柱というか、人というか、そういった、これもかなり専門的な要素が、知見も要ると思いますので、そこら辺の引っ張っていく人というか、そういったのは何かお考えなんですかね。

○堤都市政策課長

先ほど申し上げたんですけれども、人ではなくて組織、佐賀市役所ですので、当然組織がございまして。その組織の中で、今の段階では部長レベルにいろんな形で打診はしておりますけど、その中でどういう組織で動かすというのは、今後、予算が通った後に具体的に詰めていきたいというふうに考えているところです。

○野中委員

それと、この立地適正化計画を進めていくということは、今やられている50戸連檐、これの検証といったものは同時に進めていくということによろしいんですかね。

○堤都市政策課長

立地適正化計画というのはあくまでコンパクトシティを実現するため、都市計画のマスタープランに沿う形になります。ただ、現状の中では、佐賀市はもともと非常にコンパクトな中に、合併のときからの衛星的な地域の拠点というのもございます。その中で、取りあえずは開発の状況の整理、分析をしながら、今後どうしていくかというのは検討していきたいというふうに考えております。

○山田委員

6番の資料の15ページ、光法団地の建て替え事業の件ですけれども、これは今41戸ということで、確かに物すごく老朽化していて、やっぱり建て替えの時期だと思います。今現在、何戸入居されているのか、教えてください。

○川浪建築住宅課長

現在、15世帯入居されております。

○山田委員

今年度から調査設計ということで、来年度に入居者移転の建て替え工事ということで、この建て替えのことで、今現在入居されている方への説明、今後また新しい団



地への入居希望の募集とか、そういうこともやらないといけないと思うんですが、その辺のスケジュールはどうなっているのか、お示してください。

○川浪建築住宅課長

今年の、まず、5つの委託業務ということで、設計委託、家屋調査、敷地調査、それから、地質調査とアスベストの含有調査をします。それと並行する形で、住人にはこういう形で建て替えをいたしますよということでお知らせしたいと思います。移転先の団地も幾つか候補をお示しする形にしまして、できるだけ希望に沿う形で移転していただくということになりますけれども、実際の移転は来年度、次年度からということになるかと思えます。令和5年度からの移転となります。移転が済まれた後に、古い団地を解体、整地をしまして、それから、再度新しい団地を建設するというスケジュールになっております。以上です。

○山田委員

これは目的及び期待される効果というところで、御高齢者の方や障がいをお持ちの方に寄り添った形で進めていくということですのでけれども、現在住まれている方の要望も踏まえて、不自由がないようにしっかりやっていただきたいと思えます。以上でございます。

○西岡義広委員

今年度は委託料が計上されておりますが、今聞き漏らしたか分かりませんが、金額まではいいいんですが、設計費用のほかに測量がある、アスベスト調査がある。あと、ほかにはまだあるとですか、なかとですか、委託料の中に。

○川浪建築住宅課長

まず、団地の設計委託、それから、土地の地質調査、それから、敷地の調査、その後、家屋調査ですね、近隣の住宅等への影響の家屋調査、それと、解体する団地にアスベストが入っていないかというアスベストの含有調査、以上5つの調査を行います。以上です。

○西岡義広委員

419ページ、一番下なんですけど、統廃合か。これはどこのことですかね、用途廃止の部分は。

○川浪建築住宅課長

統廃合は、用途廃止を予定しております厘外団地と安住団地、以上2つの団地でございます。

○西岡義広委員

今お住まいの方もおられると思うんですよね。何世帯ずつおられるか、答弁まで。

○建築住宅課職員

厘外団地が2世帯。1名ずつの2世帯です。安住団地が6世帯おられます。そちらのほうに一応アプローチをかけて、危険な住戸なので、安全な住戸のほうにどうでしょうかということでお話を当たっているところでございます。以上です。

○永渕委員長

ほかに御質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに御質疑もないようですので、次に、第2号報告について執行部に説明を求めます。

第2号報告、専決処分の報告についてお願いいたします。

◎第2号報告 専決処分の報告について 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

○西岡義広委員

課長、非常にいいことだと思います。やっぱり家賃というのは公正・公平に払っていただくというのが原則だと思うんですが、これは大体、内規か何かであつとですか。何か月以上、何年以上、何百万円以上か知らんばってんさ、そのぐらいぐらいになっぎんた出ていってもろうて提訴するんだという部分がさ、前はよく出ていたんですよ。今回、久方ぶりにこの部分が出てきたかなというふうに考えるわけですが、部長でもよかけん、どがんですか。

○川浪建築住宅課長

今回の提訴に当たるというか、この事務手続上のお話なんですけれども、佐賀市営住宅条例では、滞納が3か月になれば督促、催促等を行うということで、事務手続に入るようになっております。とはいえ、佐賀市側からいろんなアプローチをいたします。それに対して住民様からいろんな御相談であつたりとか、少額なりとも入金があつたり、そういったケース・バイ・ケースといいますかね、いろんな状況がございます。そういったふうな一連の私たちとのつながりがある間は、いきなり明渡し訴訟というふうな形にはなかなか持っていけないということになっております。この方もなんですけれども、最終的には佐賀市からの問合せに対して全然反応していただけなくなつたりとか、出向いたときに会うこともできなくなります。そういう時点で、最後に明渡し訴訟という形を取らせていただいている状況でございます。以上です。

○西岡義広委員

ちなみにこの方、勉強会か何かでたしか出ていたと思うんですが、滞納額はどのぐらいあつたとかね。

○川浪建築住宅課長

この方ですね、まず、お父様のほうが当初契約名義人でございますけれども、平成19年から平成25年まで実は滞納がございまして、140万9,400円ございました。名義人を承継していただく折に、この債務についてもお願いするということで了解いただいた後に、実は

その名義も承継させていただいております。しばらくはお支払いいただきましたけれども、最終的には平成27年から令和3年12月まで、現在の名義人も滞納されていて、その金額が129万7,000円、合計で270万6,400円でございます。以上です。

○西岡義広委員

合わせて270万円以上という、これは何しよったねと言いたかですよ。そいけん、大体内規か何かで強制的に取れては言いよらんとばってん、ちょこちょこあるしころ出して、300円じゃい払うてさい、こういう部分も入っていただく意思があるのかなという部分であらうばってんさい、ある程度こうたまったらさい、内規て言うきゃん、建設部で特に住宅のほうで、この部分については強制的に行くよという部分ばつくっていかなきゃいかんと思うばってん、どがんですか。

○姉川建設部長

この滞納の問題は、私たちが非常に危惧しているところでございます。滞納された方の事情がいろいろあるというのも事実でございます。そういった中で、やっぱり私たちが鬼というか、そういうわけではなくて、相手に寄り添って、相談を受けながら滞納整理していきたいというのが今基本の形でございます。

ですから、言われるとおり、今回高額になっておりますので、私たちが内部的に議論を重ねながら、なるべくこういった高額滞納がないように、今後、気をつけていきたいということで考えているところでございます。

○永渕委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、ここで3月末で退職となります酒見副理事から御挨拶をいただきたいと思っております。お願いいたします。

◎酒見副理事挨拶

○永渕委員長

ありがとうございました。執行部の皆様は退室していただいて結構です。委員の皆様はこのままお待ちください。

◎執行部退室

○永渕委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。本日の審査に関して、現地視察の御希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないですね。ないようですので、当委員会に付託された全ての議案の審査を終わります。次の委員会は、来週の3月7日月曜日の午前10時から採決・まとめを行いますので、よろしく申し上げます。

以上で本日の建設環境委員会は終了いたします。